

生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート
委託業務仕様書

1 契約事項

生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート委託業務

2 業務内容

(1) 以下の①及び②に掲げる内容を含む、生成 AI を活用した広報業務の開発運営サポートを行うこと。なお、現時点で想定している業務フローは「生成 AI を活用した広報業務フロー（案）」のとおりであるが、より効果的な業務フローの提案を妨げるものではない。

① 生成 AI による生成物の広報業務への活用

ア 生成 AI による生成物は、テキスト・画像・動画の形式とし、それぞれの形式で利用できるようにすること。テキストは、会議録の要約や SNS 投稿原稿の作成など、県が指定する利用目的に合わせて、何度でも生成できるようにすること。動画は、1日2回以上生成を可能とし、各種 SNS 上で投稿できる形式とすること。

イ 生成 AI に入力するデータは、県から提供するプレスリリース等のデータ及び受託者において用意可能なデータ（県及び受託者以外の第三者の知的財産権を侵害しないことを、受託者の責任において担保できるものに限る。）に限定すること。画像・動画の生成に必要な素材データは受託者の責任で用意すること。

ウ 入力したデータは生成 AI の学習に利用されないようにすること。

エ 「石川県 生成 AI の利用に関するガイドライン」に沿った運営が可能なものとする。同ガイドラインの改定に合わせて、必要な対応を行うこと。

② 発信に対する反応の分析

SNS 上の閲覧回数、動画の再生回数、コメントなどを時系列的に分析できるようにするとともに、分析結果を踏まえた発信の方向性等について、石川県から相談があった場合には、アドバイスや提案等を行うこと。

(2) 石川県が行う、デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポートを行うこと。なお、現時点で想定している業務フローは「デジタル技術を活用した広聴業務フロー（案）」のとおりであるが、より効果的な業務フローの提案を妨げるものではない。

① 以下のデータの形式を揃え、共通のデータベースを作成すること。

- ・ 石川県ホームページから送付された問合せメール（事例は別紙のとおり）
- ・ 石川県ホームページ上の問合せ内容（事例は別紙のとおり）
- ・ 石川県が行ったアンケート調査結果（事例は別紙のとおり）

・ その他、上記に掲げるデータと同様に扱うことが可能と石川県が判断したデータ

② ①により作成したデータベースから、石川県が必要とする分析結果を取り出すことができるようにすること。

- ・ データ分析業務の専門家でない職員であっても、分析結果を理解しやすい形で取り出すことができるようにすること。

例：ワードクラウドによる見える化

- ③ ①及び②の業務については、L G W A N 環境内で完結できるものとし、個人情報・機密情報の取り扱いについて石川県が監査・検査を行うことのできない、L G W A N 外部のサービスなどを利用しないこと。
- ④ S N S に関するデータについても、指定したキーワードなどでトレンドなどが分析できるようにすること。(④については、L G W A N 外部のサービスを使用してもよいものとする。)

(3) 業務運営体制

- ① 職員が的確に業務フローを継続して遂行でき、本事業の目的を達成するために必要な措置を講じること。(例：研修等の開催、運営マニュアルの作成、ミーティングの実施)
- ② 業務開始後において、本件業務の目的を達成するため、仕様に改善の余地がある場合や、課題が生じた場合は、積極的に改善や対応についての提案を行い、必要に応じて仕様の追加変更を行うこと。当該提案や作業に係る費用は、当初に契約した委託費の中で行うものとする。

3 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 スケジュール

- ・ 令和5年7月末頃 契約締結
- ・ 令和〃年8月上旬 開発運営サポート業務開始
 - ※ 「生成AIを活用した広報業務」について、令和5年9月までに、生成AIによる生成物の広報業務への活用が開始できるものとする。
 - 「デジタル技術を活用した広聴業務」の開発運営サポートに係る具体的なスケジュールは、受発注者で協議したうえで定める。
- ・ 令和6年3月31日 業務実施報告書提出

5 業務報告、成果品の提出

本業務終了後は、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真・画像等を添付するほか、構築した広報体制の詳細や、事業を総括しての今後の改善策の提案を含めた内容を記載すること。

6 留意事項

- ① 障害発生時等にデータ復旧が可能なよう、適切なバックアップ体制を取ること。

- ② 広報業務において、生成 AI を用いて生成した成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- ③ 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の特許権、著作権、肖像権、その他の知的財産権等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- ④ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、県と協議するものとする。